

第15号 ぶどうジュースの認証基準

平成	9年	3月28日	制定
平成	13年	3月28日	改正
平成	19年	3月28日	改正

第1 適用の範囲

この基準は、山梨県内の製造工場で製造されたぶどうジュースに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
ぶどうジュース	ぶどうの果汁100%であるもの。

第3 品質及び品質表示

1 ぶどうジュースの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準	
品質	原料	原料ぶどう	山梨県内で生産されたぶどうを使用すること。
		ぶどう以外の原材料	使用していないこと。
		食品添加物	使用していないこと。
	内容物の品質		濃縮還元果汁でないこと。
	他基準の適用		果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号。以下「日本農林規格」という。）第17条（ぶどうジュースの規格）の品質の基準に適合していること。
表示	一括表示事項		1 次の事項を一括して表示していること。 (1) 品名 (2) 原料果実名 (3) 果汁含有率 (4) 原材料名 (5) 内容量 (6) 賞味期限（品質保持期限） (7) 保存方法 (8) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所
	表示の方法		1 一括表示事項の項の1の(1)から(7)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 ぶどうジュース（ストレート）と記載すること。 (2) 原料果実名 「ぶどう（ ）」（ ）にはぶどうの品種名を記載する。）と記載すること。

